

結婚資金借用証書

財団法人 新潟県教職員厚生財団理事長 様

収入印紙

10万円迄 200円
50万円迄 400円
100万円迄 1,000円
500万円迄 2,000円

割印

借用人 住所

署名

印

氏名		所属所		私は、左記の金額を確かに借用いたしました。 ついては、左記のとおり返済するとともに、次の各条項について確約します。 1. 毎月の返済額は、私の給料から差引かれることに異議はありません。 2. 借用人の都合により、この借受金の内入返済を行った場合、返済期限と最終回の返済月額は、貴財団の再計算によるものとします。 3. この債務を履行しなかった場合には、貴財団の占有している私の厚生資金積立金及び厚生費を、この借受金残高に充当できるものとします。 4. 退団・死亡及び脱退のときは、借受残金を一括返済します。 5. 前号の借受残金の一括返済にあたっては、貴財団による差引計算に従い、貴財団の占有している私の厚生資金積立金及び厚生費を借受残金に充当し、相殺することに同意します。 6. この約定を実行しないとき及び、返済期限までに借受金元金の返済を完了しないときは、その残額に対し貸付金利の2倍の割合（年365日の日割計算）の延滞料を支払います。 7. 将来利率を変更する場合は、改正利率実施日の借受金残高にも改正利率を適用することに同意します。 8. 借用人は、次の各号の事由が一つでも生じた場合には貴財団に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに借受残金全額を返済します。 イ. 元金金の返済が1回でも遅滞したとき。 ロ. 借用人が差押え・仮差押え・仮処分・競売手続きの開始があったとき。 ハ. 借用人の資産・信用等に重大な変化を生じ、この借受金の返済が困難と認められたとき。 ニ. 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 9. 債務の実行及び保全のために要した費用は、すべて借用人が負担します。 10. この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、如何なる場合でもその要求に応じます。 11. この貸付けについて訴訟が生じたときは、貴財団所在地の裁判所の管轄に合意します。				
職員コード		所属コード						
申込年月日	平成 年 月 日							
借用金額	金 円							
利率	年 2.10 % (月利 0.175 %)							
返済方法 <small>(いずれかを○で囲む)</small>	・月賦とボーナスの併用 ・月賦のみ							
元月均等返済	借入金額のうち	金 円						
	返済開始	平成 年 月 日	返済期限	平成 年 月 日				
	返済回数	回 (年)						
半年元金均等返済	借入金額のうち	金 円						
	返済開始	平成 年 月 日	返済期限	平成 年 月 日				
	一回当りの元金	円	最終回の元金	円				
返済回数	回 (年)							
受取金融機関	銀行・信金・信組 労金・農協			フリガナ				
	支店 支店番号 支店 ()			口座名義人				
証明	借用人は、本所属所の職員であることを証明します。			口座番号				
	所属所名 所属所長氏名			<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; display: inline-block;"></div> 職印				

捨印

財 団 処 理 欄

受付印

貸付番号	貸付年月日	理事長	事務長	部長	係	照合

